

E・F・ザウワ 「国家哲学」

水波, 朗
九州大学法学部教授

<https://doi.org/10.15017/1568>

出版情報 : 法政研究. 35 (1), pp.133-139, 1968-06-30. 九州大学法政学会
バージョン :
権利関係 :

E・F・ザウワア「国家哲学」

Ernst Friedrich Sauer, Staatsphilosophie, 1965, Carl Heymanns Verlag

水波朗

一

一九五五年にその三版が出た *Grundlehre des Volkerrechts* によって国際法学者として知られているエルンスト・フリートリヒ・ザウワア（これは、刑法学者・国際法学者にして法哲学者である碩学ヴィヘルム・ザウワアとは別人である）の本書は、国家哲学の領域においての最近の斬新な業績として、注目に価する。

本書の全体は、次の諸章に分れている。(一)、概念、歴史および方法。(二)、人間と国家。(三)、法と国家。(四)、文化と国家。(五)、国家と経済。(六)、国家と経済社会。(七)、国際社会？そしてこれらのいづれの章を通じても、問題

の状況を分析し記述するうえでは、実存主義の哲学者とともにヤスパース、ハイデガー、マルセル、P・ヴストやプロテスタントの神学者達（ティリクやE・ブルナー）の観方が、しばしば引用される。しかしいざ問題を解決するとなると、依拠されるのはアリストテレスⅡ聖トマス主義の哲学であって、アリストテレスや聖トマスはもちろん、この哲学の現代の代表者、マリタン、シルソン、E・マイヤー、グアルディーニそれに倫理学者ではメスナーが、敬意をもって引き合いに出される。また著者は、自らの師としてのE・V・ヒッペルを、「その友」ドイツの公法学者キップとともに多く引用するが、この二人は明かにアリストテレスⅡ聖トマス主義の信奉

者で、ザウワアによればドイツ国法学の従来の枠の外にはみ出ていた人達である (S.202)。その流れを汲むザウワアの本書で展開される思想が、わが国の公法学者、政治学者にとっても「斬新」である理由の一つが、ここにある。

このように本書の著者の思想的立場を概略規定してアリストテレスと聖トマス主義あるいは新トマス主義といえるとしても、この主義の書物に時としてある議論倒れのこちたき理屈にすぎる記述は本書にはない。多くの哲学者、神学者さらには国際法学者、社会学者達から豊富で適切な引用をしていることが、本書の敘述を生彩あるものとしているし、その平明な行文や柔軟な論理と相俟って、卒然この書を読むものに、これが新トマス主義の書であることを忘れさせることになっているかも知れない。しかし著者の基本思想は、二千数百年來のこの主義の伝統にしっかり結びついていて、この立脚地は全巻を貫いていること、以下にみる通りである。

二

著者のアリストテレスと聖トマス主義は、先ずは端的

にその国家本質論にあらわれる。著者はアリストテレスと共に「国家は完全社会である」という。この完全社会としての国家の考え方の起源を、ザウワアは二つのものに見る。一つはギリシヤであって、そこでの人びと一般の考え方は、(国家はなにか人間にとって重荷であり国家のないところでこそ人は完全となりうる、といったこととは反対に) 国家はその中でのみ人間が完成しうる「完全社会」として理解されていた。他はゲルマン的世界であって、ここでの国家観では、家族や種族だけでは人間は十分に完成しえず、民族を基盤とした「国家」のうちにおいてこそ完成しうるものであるというのであった (S.107-110)。こうした「完全社会」としての国家本質観をザウワアは受け容れるのではあるが、無条件にはない。留保は二つの点でなされている。第一には、個人と国家の関係について。国家は「全体」、個人は「部分」であるというアリストテレスの記述を、有名なトマス主義の倫理学者ヒルデブラントに従って、個人の「人格性」の概念によって補っている。つまり、人格は存在論的には *Für-sich-Sein* (being)、「実体」であって、こうしたものは、物質的形象についていえるような意味で国家の「部分」といえるものではない。かえって

人格は、国家よりはより根源的な「全体」なのである (S.110—2)。

第二の留保は、こうである。プラトンやアリストテレスの時代の都市国家は自足的で全体主義的で余りに多元性を欠いていた。しかし今日の国家は一そう多元的で、個人のみならず、個人と国家とのあだの中間的社会(つまり国家のように包括的全面的に人間的要求を、目的を追求するのではなく、特定の部分的な人間的要求を、目的を追求する家族、労働組合、教会、大学等の諸社会)の生き生きとした存在と自由な活動とを許すものである (S.122—5)。著者はそこで、完全社会の概念に結びつく筈の国家の多元性、補完性の原理を詳論する (S.143—5)。

ザウワのこの書のアリストテレス—聖トマス主義は、国家の目的論やその形而上学的起源論(存在根拠の理論)にもあらわれる。著者によれば、国家の追及する目的は「公共の福祉」であり、しかもその公共の福祉は客観的な価値である。つまり人びとの主観のみによってその内容の定められるものでなく、その大綱が「人間存在の構造」に由来する法則、即ち「自然法」によって、規定されたものである。つまり国家的本性のものとして

の人間は、この本性の傾きに從って国家生活へと入り込むが、この国家生活の目的たる「公共の福祉」の内容の客観的規定の規準は、この自然法自体が人間存在の構造として示している、というのである。そこで、「全ての国家は、その実在を自然法に負っている」(S.179)。

ところで、では人はどのようにしてこうした規準を、結局は自然法を認識するのか?これを吟味していうところは、著者独特のものである。著者は中世末期の神学者・哲学者ニコラス・クザヌスの主著 *De docta ignorantia* および *Apologia de ignorantia* をひき合ひに出す。クザヌスにおいては、ソフィスト達の「博学なる無智」*docta ignorantia* とソクラテスの無智(すなわち大陽に向うフクロウのようにあまりにも明るい真理を知るがゆえの盲目)とを対比し、人間は存在者 *Seiende* についての科学的な認識をもちえても、存在者の本質的現実には科学的知性は及びえず、無智であり、この観点からいえば価値とか自然法とかいったものについての絶対的、科学的真理はない。しかし他方ではこの無智の智の極みにおいて本質的真理への無限の近接はありえ、社会科学においてはこうした種類の真理認識の可能性で充分である (S.126—7)。

ここから「科学的価値相対主義」あるいは「価値二者択一主義」が著者により主張される。つまり信条やイデオロギーの多元性が国家生活のうえで尊重されること、「寛容の原理」である。これは民主主義とも併関するところである (S.127—8)。著者によってはこうしたわけで、一方では価値絶対主義の国家理論が他方ではブレヒト (Arnold BRECHT, *Political Theorie*) やクリューゲル (Herbert KRÜGER, *Allgemeine Staatslehre*) の近著の絶対的相対主義のそれが、却けられる (S.127)。この結論自体は、トミストに通有のもので、珍らしくない。

しかし無智の智についてザウワアのいうところは、トミストの主張としては特異にすぎかつ幾分舌足らずであるとも評しえよう。通常はトミスト達は、ここでは聖トマスに依拠して概念的、意識的、反省的な認識と非概念的、前意識的、本性的な認識とを区別し、自然法の認識は先ずは後者によるもので、この認識の限りでは万人が一致しているが、ついで、前者の反省的認識においては、必然的に各人ごとに多様なものだ、というところである。いづれにせよ以上のような国家本質観、国家目的観、国家の形而上学的起源観に立って、著者は他の国家観の種

々の類型を批判している (S.135 ff)。

三

さて、上に言及した国家の多元性や補完性の原理は、本書の次の諸章での議論を導く導きの糸である。今は簡単にしか紹介しえないが、それは、先ず、(一) 個人と国家との関係に即して、第二章「人間と国家」のうちの「人格」の意義を問うた節に現れる。国家はある観点からは個人にたいして全体であるとはいえ、勝義において人格たる個人こそ、国家に優越する「全体」であり、国家は個人の自己完成を補完するためにこそあるものである。

(二) 第二には、第四章「文化と国家」で現れる。文化は人格的な個人の営みであり、その固有の意味では人格文化 *Persönlichkeitskultur* であって、多様な「人間的諸価値」を各人が環境や自然形象のうちに自由に最大限現実化することにはかならない (S.195—198)。文化は何よりも個人の自由な活動に依存するものであるから、国家はこれにたいし補完的地位に止って、各人の創意と責任とを第一としなければならないのである。「文

化国家」とか(S.199 ff.)、国家の「芸術保護」(S. 211 ff.)、「科学保護」(S.215 ff.)とかいふたことは、この原理が貫かれねばならない。ことにザウワが芸術保護にかんし、国家活動と芸術活動との差を「存在分析的根拠」から説いたところが興味深い。そこでは、就中プラトン、シュヴァイツ、ハイデガー、マルセルらの芸術論が典拠として引き合いに出される。また科学保護では、今日わが国においても切実な問題、つまり科学が巨費を要するものとなっているため国家の介入を要すること、学問や大学の自由との矛盾の問題が扱われる。

(三) 国家の多元性、補完性の原理は第三には、国家と国家内外のもろもろの社会集団との関係でも説かれる。それは国家と家族との関係で(S.113—22)、国家と教会との関係で(S.218—231)語られる。後者についてはさらにいえば、やまにのべた多元論と寛容との結びつきで、宗教の問題に即して著者の(又今日のトミスト達の)多元論的国家哲学が語られるほかには、教会と国家とのある意味での同権を聖トマス・アクィナスが説いていたことについて、ザウワが正しくのべているのが注目される(P.218 ff.)。

(四)、国家の多元性、補完性は、第四には国家と経済

(および経済団体)をも規定している。著者によれば経済はその固有法則をもち、経済的団体は国家から独立した自律性をもつのであるが、にもかかわらず公共の福祉の観点からは、「政治の優位」が認められ、国家の政治的主権のコントロールの下に立つ筈のもので、「自由放任」は正しい原理でない。ここでは自由放任の個人主義も、国家が一切の経済的活動を自らに背負い込む計画経済的集合主義も却けられる。ここでは第三の途が志向されているのである。そしてこのことは経済の基礎に自然法が作用していることを認める「国民経済学の倫理化」が賞揚され、経済学における古い倫理派(Liberatore, Corbière, Devas等)が古代・中世の自然法論の伝統とともに顧みられている。

四

国際法学者たる著者が、その専門知識に基いて「国家と国際社会」および「世界国家」を論ずる第五章、第六章も、興味深いものがある。

第六章「国家と国際社会」において「国家形態」を扱っているのは、本書の目立った特徴である。著者がこの

ようにしているのは、よい政体の問題は国内問題であるのみならず、法、安全、平和の社会的価値を実現して生れるべき国際共同体の問題でもあるからである。ここで著者は、Macchiavelli, Krüger, Jellinek, Hermes, C.

Schmitt 等の国家形態論を吟味した後、Kipp や H. Meyer 等のトミストとともに、アリストテレス的国家形態論を顧みる。アリストテレスは統治者の数によって国家形態を分類したのみでなく、その質によって数えて、君主制、貴族制、民主制が、支配者の数の点ではそのまま暴君制、寡頭制、愚民制に随うることをのべたのであったが、前者の数的観点のみが今日まで強調され、後者の質の観点が比較的閑却されてきた、という。著者によれば今日この後者の観点を強調することは重要であって、この際アリストテレスは、よい政体、悪い政体の規準を各人の主観的な評価ではなく、人間存在の構造に基いた客観的な社会的価値、即ち国家の公共福祉（その内容は著者によれば、法、安全、平和である）を現実化するか否かにかけている。著者がこのことを強調するのは、今日の全ゆる外見的民主国家において、その実暴君制、寡頭制（金権支配）、愚民制が行われて行く危険があり、真の民主制を今日維持発展せしめるのは上

記の価値を念頭におくものみであるからである。ザッワアはこのことを、ヨーロッパ、アジアことにアメリカの諸国に即して論じてゆく、本章では更にそのため必要な民主思想の教育から後進国援助、人口過剰、諸国民の団結の問題に及んで論じられている。

五

第七章は、この種の著作には比較的珍らしく「世界国家」を標題にしてこれに真正面からとり組んでいる。ことに世界国家思想の系譜をたどっているところが、興味深い。東洋の「礼記」に現れたそれや、西洋のストアのアウレリウス皇帝の所説にはじまり、アウグスチヌス、ダンテ、クザヌス、ヴィトリア、カントに及ぶ世界国家思想が語られる（S.317—205）。なかならず、(一) アウグスチヌスの地上の國 *civitas terrena* についての、著者による尤もな解釈が、注目される。アウグセチヌスにおける *civitas terrena* と *civitas Dei* との対比は、従来多くの学者によって誤って国家对教会の問題と解されてきたが（S.319—20）、ここ三十年來の研究によって、これがさうした区別ではなく、神意に戻いた秩序

(教会と国家とを含めて)、と神意に適合した秩序(同じく教会と国家とを含めて)の差であることが明かにな
ってきていて、著者はこの新解釈をのべている。また
ダンテやヴィトリアについて両者が世俗的・自然的な国
家および世界共同体の秩序と、教会的・信仰的・超自然
的な秩序との区別を明瞭にしていたことを強調している
が(S.321—22)、明確な自然と超自然との区別がもと
もと聖トマスに由来するもので、ダンテにせよヴィトリ
アにせよ聖トマスの影響下にあったことと思ひ併せて興
味深い。

ザウワは国際連盟や国際連台の現実に即して慎重に
論をすすめながら、この核武装の時代に人類がその生存
をかけるのは、世界国家を築くか否かにであることを説
き、ただしこの世界国家は、従来の伝統的な国家理論が
そうであったように、政治的、法的生活の基礎として自
然法倫理を顧みるものでなければならぬことを結論する
(S.330—5)。

因みに本書の著者は、かつて第二次大戦が終って間も
なく尾高朝雄教授によってわが国に紹介され知られてい
る書物、*Form der Rechtsphilosophie*, 1950の編者であ
る。

附記 本誌第三十四卷第四号の拙稿書評に附した註2(四七
八頁)のコプルストンとあるは、ヒルシュベルガーの誤
りにつき、訂正します。